

理由

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、旧非訟事件手続法の題名を外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律に改めて同法の規定の整備を行い、家事審判法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。